

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事又は技師の職務	921	14.8	主事 技師 社会福祉主事 児童福祉司 心理判定員 相談調査員 児童指導員 児童自立支援専門員 保育技師 建築技師 電気技師 通信技師 司書 学校司書 二等航海士 二等機関士 少年警察補導員 航空整備士 航海士	624 199 29 4 9 5 14 2 6 3 5 2 6 5 1 2 2 2 1	係員級
				計	921	
2級	一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	806	13.0	主事 技師 教務 社会福祉主事 児童福祉司 心理判定員 児童指導員 児童自立支援専門員 保育技師 建築技師 電気技師 通信技師 司書 学校司書 少年警察補導員 心理カウンセラー 機関士 副主査 副教務主任 主任	444 248 8 10 7 4 3 1 9 21 1 1 1 10 10 10 1 1 8 1 17	係員級 上級係員級
				計	806	
3級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務	1,105	17.8	専門員 副主査 副教務主任 副主任社会福祉主事 副主任児童福祉司 副主任心理判定員 副主任児童指導員 副主任児童自立支援専門員 副主任保育技師 副主任建築技師 副主任電気技師 副主任通信技師 文化財副主査 副主任司書 副主任学校司書 副主任少年警察補導員 指導員(再任用) 主査 教務主任 主任社会福祉主事 主任児童福祉司 主任心理判定員 主任児童指導員 主任児童自立支援専門員 主任保育技師 主任建築技師 主任電気技師 文化財主査 主任学校司書 主任少年警察補導員	227 517 6 3 11 7 8 7 5 26 8 1 1 4 3 9 7 214 2 1 7 8 6 2 2 5 2 3 2 1	係員級 上級係員級 主査級(係長級)
				計	1,105	

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
4級	一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主査の職務 三 出先機関の課長の職務	1,843	29.7	副主査 副主任交通巡視員 主査 障がい者総合福祉センター課長 機関長、通信長 土木事務所課長 教務主任 主任社会福祉主事 主任身体障害者福祉司 主任児童福祉司 主任知的障害者福祉司 主任心理判定員 主任相談調査員 主任児童指導員 主任生活指導員 主任児童自立支援専門員 主任保育技師 主任建築技師 主任電気技師 主任通信技師 文化財主査 主任司書 主任学校司書 係長 主任少年警察補導員 主任心理カウンセラー 主任交通巡視員 主任主査 地方振興局等の課長 農業総合センター農業短期大学校学科長 船長 船長心得 機関長 専門教務主任 専門社会福祉主事 専門児童福祉司 専門児童生活支援員 専門保育技師 専門技術管理員 専門建築技師 専門電気技師 専門通信技師 専門司書 課長補佐 専門少年警察補導員 警察署課長	5 1 971 1 4 3 44 12 2 2 1 12 3 8 1 7 13 29 8 2 6 6 30 79 5 1 5 489 32 4 1 1 2 2 10 2 1 1 3 12 9 1 2 5 4 1	上級係員級 主査級 (係長級) 主任主査級 (課長補佐級)
				計	1,843	

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階	
		(人)	(%)	職名	(人)		
5級	<p>一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務</p> <p>二 困難な業務を行う主任主査の職務</p> <p>三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務</p> <p>四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務</p>	594	9.6	主査 主任学校司書 係長 主任主査 地方振興局等の課長 農業総合センター農業短期大学校等の部長、学科長、科長 船長 通信長 専門教務主任 専門社会福祉主事 専門児童福祉司 専門相談調査員 専門児童自立支援専門員 専門保育技師 専門工事検査員 専門技術管理員 専門建築技師 専門電気技師 専門文化財主査 専門司書 課長補佐 専門少年警察補導員 警察署課長 副課長 地方振興局等の副部長・副室長 女性のための相談支援センター等の次長 テクノアカデミー副校長 事務長 建設事務所等の部長	28 2 1 219 153 6 2 1 3 6 1 2 1 3 5 12 3 4 2 2 46 8 20 23 19 4 1 13 4	主任主査級(係長級)	
					計	594	
6級	<p>一 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務</p> <p>二 主幹の職務</p> <p>三 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務</p> <p>四 出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務</p> <p>五 規模の大きい出先機関の部長又は室長の職務</p> <p>六 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務</p>	729	11.7	主任主査 地方振興局等の課長 副課長 地方振興局等の副部長・副室長 テクノアカデミー副校長 農林事務所農業普及所等の次長 事務長 建設事務所部長 土木事務所等の所長 事務局次長 図書館総括司書 本庁及び委員会等の事務局の課長・室長 主幹 地方振興局等の部長・室長 保健福祉事務所等の副所長 若松乳児院長、福島学園等の学園長 総合衛生学院副学院長、農業総合センター農業短期大学校副校長 テクノアカデミー校長 農林事務所等の次長 農林事務所農業普及所等の所長 監査参事 事務長 施設設備室長、交通管制官 会計官	5 9 20 20 1 16 19 11 8 1 1 58 387 59 6 4 2 2 25 35 1 33 2 4	主任主査級	
					計	729	
							副課長級
							課長級

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
7級	一 本庁又は委員会等の事務局の部次長又は局次長の職務 二 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 四 規模の大きい出先機関の次長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長若しくは室長の職務	131	2.1	本庁及び委員会等の事務局の課長・室長	84	課長級
				主幹	1	
				地方振興局等の部長	3	
				東京事務所課長	1	
				大阪事務所等の所長	4	
				保健福祉事務所副所長	1	
				農林事務所長	3	
				農林事務所次長	1	
				建設事務所長	3	
				監査参事	2	
				企画主幹	1	
				本庁及び委員会等の事務局の参事	5	部次長級(参事級)
				地方振興局次長	6	
				東京事務所次長	1	
				環境創造センター副所長	1	
				農林事務所長	3	
				農業総合センター農業短期大学校長	1	
				建設事務所長	3	
				事務局次長	2	
				教育センター所長	1	
				美術館副館長	1	
				博物館副館長	1	
				参事	2	
8級	一 本庁又は委員会等の事務局の重要な業務を所掌する部次長又は局次長の職務 二 規模の大きい出先機関の長又は困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の次長の職務	50	0.8	計	131	
				政策監	8	部次長級
				風評・風化対策監	1	
				福島イノベーション・コースト構想推進監	1	
				環境回復推進監	1	
				再生可能エネルギー産業推進監	1	
				食産業振興監	1	
				県立高校改革監	1	
				本庁及び委員会等の事務局の次長	25	
				本庁及び委員会等の事務局の参事	6	
				地方振興局次長	1	
				消防学校長	1	
				テクノアカデミー郡山校長	1	
				農業総合センター副所長	1	
				図書館副館長	1	
9級	一 本庁の部長又は局長の職務 二 会計管理者の職務 三 委員会等の事務局の長の職務 四 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長の職務	32	0.5	計	50	
				本庁部長	6	部長級
				会計管理者	1	
				原子力損害対策担当理事	1	
				本庁局長	4	
				理事	2	
				技監	2	
				地方振興局長	7	
				東京事務所長	1	
				県北農林事務所長	1	
				農業総合センター所長	1	
				県北建設事務所長	1	
				委員会の事務局長	3	
				議会事務局長	1	
				図書館長	1	
10級	本庁の重要な業務を所掌する部長の職務	2	0.0	計	32	
				本庁部長	2	部長級
				計	2	
		合計	6,213	100.0		

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	1,928	31.0
上級係員級	655	10.5
主査級（係長級）	1,541	24.8
主任主査級（課長補佐級）	1,095	17.6
副課長級	161	2.6
課長級	722	11.6
部次長級（参事級）	77	1.2
部長級	34	0.5
合計	6,213	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。
※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	巡査の職務	452	12.9	係員 初任科生	306 146	巡査
				計	452	
2級	一 巡査長の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする巡査の職務	379	10.8	係員 主任	374 5	巡査 巡査部長
				計	379	
3級	一 主任の職務 二 困難な業務を行う巡査長の職務	896	25.6	係員 主任	421 475	巡査 巡査部長
				計	896	
4級	一 係長の職務 二 困難な業務を行う主任の職務	1,013	29.0	係員 隊員 指導員(再任用) 主任 係長 班長 専門官 交番所長(幹部交番以外)	13 2 20 486 288 165 21 18	巡査 巡査部長 警部補
				計	1,013	
5級	一 警察本部の課長補佐の職務 二 警察署の課長の職務 三 困難な業務を行う係長の職務	506	14.5	係長 班長 専門官 分駐隊長(警部補) 交番所長(幹部交番以外) 交番副所長(幹部交番) 専門指導員(再任用) 課長補佐 隊長補佐 科長(教官) 警察署課長 警察署課長代理 交番所長(幹部交番)	304 3 21 9 28 1 11 42 1 3 68 14 1	警部補 警部
				計	506	
6級	一 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 二 困難な業務を行う警察署の課長の職務	85	2.4	課長補佐 隊長補佐 警察署課長 交番所長(幹部交番)	55 2 27 1	警部
				計	85	

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
7級	一 警察本部の課長、隊長又は調査官の職務 二 警察署の署長の職務 三 警察署の副署長の職務	129	3.7	次席(警部)	16	警部
				副隊長(警部)	4	
				課長補佐	2	
				隊長補佐	1	
				鉄道警察隊長	1	
				次長	8	
				警察署課長	12	
				警察署長	4	
				県本部課長	16	
				監察官	1	
				通信指令室長	1	
				検視官室長	1	
				次席(警視)	1	警視
				副隊長(警視)	1	
				調査官	6	
				企画官	1	
				管理官	6	
				指導官	8	
				対策官	5	
				聴聞官	2	
				広報官	1	
				広域捜査官	1	
				警衛警護官	1	
				副署長	21	
				地域交通官	4	
				刑事官	4	
				計	129	
8級	一 警察本部の参事官の職務 二 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 三 規模の大きい警察署の署長の職務	20	0.6	参事官	9	警視
				警察署長	9	
				県本部課長	2	
				計	20	
9級	一 警察本部の部長の職務 二 重要な業務を所掌する警察本部の参事官の職務 三 特に規模の大きい警察署の署長の職務	16	0.5	総務監	1	警視
				警備監	1	
				統括参事官	6	
				参事官	1	
				警察学校長	1	
				警察署長	6	
10級	人事委員会が定める警察本部の部長の職務	1	0.0	計	16	
				部長	1	警視
				計	1	
合計		3,497	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
巡査	1,262	36.1
巡査部長	986	28.2
警部補	869	24.8
警部	258	7.4
警視	122	3.5
合計	3,497	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

教育職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	一 高等学校の養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務 二 中学校の養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭又は養護助教諭の職務 三 特別支援学校の養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	879	15.7	実習助手	44	実習助手級
				実習助手(再任用)	7	
				実習助手(臨時の任用)	64	
				講師(臨時の任用)	615	
				養護教諭(臨時の任用)	25	
				寄宿舎指導員	42	
				寄宿舎指導員(再任用)	1	
				寄宿舎指導員(臨時の任用)	22	
				実習講師	58	
				養護教諭	1	教諭級
				計	879	
2級	一 高等学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務 二 中学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務 三 特別支援学校の教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務	4,325	77.4	実習教諭	159	実習助手級
				主任実習講師	23	
				主任寄宿舎指導員	6	
				教諭	3,914	教諭級
				教諭(再任用)	51	
				養護教諭	118	
				管理主事	7	
				指導主事	39	主査級
				社会教育主事	7	
				主任実習講師	1	
				計	4,325	
特2級	一 高等学校の主幹教諭の職務 二 中学校の主幹教諭の職務 三 特別支援学校の主幹教諭の職務	1	0.0	主幹教諭	1	主幹教諭級
				計	1	
3級	一 高等学校の副校長又は教頭の職務 二 中学校の副校長又は教頭の職務 三 特別支援学校の副校長又は教頭の職務	283	5.1	管理主事	36	主査級
				指導主事	24	
				社会教育主事	15	
				主任管理主事	12	主任主査級
				主任指導主事	16	
				主任社会教育主事	12	
				特別支援教育センター部長	1	
				教頭	163	教頭級
				副校長	4	
				計	283	
4級	一 高等学校の校長の職務 二 特別支援学校の校長の職務	97	1.7	副校長	1	副校長級
				校長	96	校長級
				計	97	
合計		5,585	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
実習助手級	1,066	19.1
教諭級	4,084	73.1
主査級	129	2.3
主幹教諭級	1	0.0
主任主査級	41	0.7
教頭級	163	2.9
副校長級	5	0.1
校長級	96	1.7
合計	5,585	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	研究員の職務	93	27.4	研究員 学芸員	89 4	係員級
				計	93	
2級	一 主任研究員の職務 二 副主任研究員の職務	63	18.6	専門員 指導員(再任用) 副主任研究員 副主任学芸員 主任研究員	20 3 27 9 4	係員級 上級係員級 主査級(係長級)
				計	63	
				主任研究員 主任学芸員 ハイテクプラザ等の科長 水産試験場等の部長 専門研究員 専門学芸員	82 7 10 4 14 4	主査級(係長級) 主任主査級(課長補佐級)
				計	121	
				ハイテクプラザ等の科長 水産試験場等の部長 美術館学芸課長、博物館学芸課長 専門研究員 専門学芸員 ハイテクプラザ技術支援センター所長	17 3 2 10 1 1	主任主査級(課長補佐級) 副課長級
				計	34	
3級	一 試験研究機関の部長の職務 二 専門研究員の職務 三 試験研究機関の科長の職務 四 困難な研究を行う主任研究員の職務	121	35.7	環境創造センター副部長 ハイテクプラザ部長 ハイテクプラザ技術支援センター所長 農業総合センター研究所分場長、研究センター等の所長 水産試験場相馬支場長 環境創造センター部長 ハイテクプラザ副所長、林業研究センター副所長 農業総合センター部長・室長 農業総合センター研究所等の所長 水産試験場長、内水面水産試験場長 水産試験場副場長 主任専門研究員 農業総合センター副所長	1 1 1 3 1 1 2 4 3 2 1 7 1	副課長級 課長級 部次長級
				計	28	
				計	28	
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0
				合計	339	100.0

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	113	33.3
上級係員級	39	11.5
主査級(係長級)	93	27.4
主任主査級(課長補佐級)	65	19.2
副課長級	8	2.4
課長級	20	5.9
部次長級	1	0.3
合計	339	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

医療職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	医員の職務	6	22.2	医員	6	係員級
				計	6	
2級	医長の職務	2	7.4	医長	2	主査級
				計	2	
3級	一 出先機関の副所長、部長又はセンター長の職務 二 科部長又は科長の職務	9	33.3	科長	3	主任主査級
				科部長	6	
				計	9	
4級	一 本庁の部次長又は課長の職務 二 出先機関の長の職務 三 主幹の職務	10	37.0	主幹	5	課長級
				総合療育センター所長	1	
				精神保健福祉センター所長	1	
				保健福祉事務所長	3	部次長級
				計	10	
合計		27	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	6	22.2
主査級	2	7.4
主任主査級	9	33.3
課長級	7	25.9
部次長級	3	11.1
合計	27	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

医療職給料表（二）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務	4	1.7	栄養技師 医療技師	2 2	係員級
				計	4	
2級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務	42	17.6	教務 栄養技師 獣医技師 薬剤技師 医療技師	1 5 22 7 7	係員級
				計	42	
3級	副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務	48	20.1	専門員 副教務主任 副主任栄養技師 副主任獣医技師 副主任薬剤技師 副主任医療技師	17 2 8 12 7 2	上級係員級
				計	48	
4級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務	40	16.7	主任栄養技師 主任獣医技師 主任薬剤技師 主任医療技師	4 15 10 11	主査級
				計	40	
5級	一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務	89	37.2	教務主任 主任栄養技師 主任獣医技師 主任薬剤技師 主任医療技師 保健福祉事務所等の課長 総合衛生学院学科長 専門教務主任 専門栄養技師 専門獣医技師 専門薬剤技師 専門医療技師 専門放射線技師	2 13 9 6 10 14 2 2 1 7 14 8 1	主任主査級
				計	89	
6級	一 出先機関の長の職務 二 規模の大きい出先機関の部長の職務 三 主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務 四 困難な業務を所掌する出先機関の次長又は副所長の職務 五 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長の職務	16	6.7	保健福祉事務所副部長 家畜保健衛生所等の次長 保健福祉事務所部長 家畜保健衛生所等の所長 主任専門獣医技師 主任専門薬剤技師	1 4 2 6 2 1	副課長級 課長級
				計	16	
7級	一 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
合計		239	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	63	26.4
上級係員級	31	13.0
主査級	80	33.5
主任主査級	49	20.5
副課長級	5	2.1
課長級	11	4.6
合計	239	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

医療職給料表（三）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	准看護技師の職務	0	0.0	該当者なし		係員級
					計	
2級	保健技師、助産技師、看護技師又は教務の職務	44	21.3	看護技師	4	係員級
				保健技師	40	
3級	一 主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務 二 副主任保健技師、副主任助産技師、副主任看護技師又は副教務主任の職務	44	21.3	専門員	8	係員級
				副教務主任	1	
				副主任看護技師	7	上級係員級
				副主任保健技師	16	
				教務主任	1	
				主任看護技師	5	主査級
				主任保健技師	6	
					計	
					44	
4級	困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師、主任看護技師又は教務主任の職務	27	13.0	教務主任	5	主査級(係長級)
				主任看護技師	16	
				主任保健技師	6	
					計	27
5級	一 出先機関の部長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務	79	38.2	主任看護技師	22	主査級
				主任保健技師	17	
				主任助産技師	1	
				保健福祉事務所課長、総合衛生学院学科長	4	主任主査級
				専門教務主任	2	
				専門看護技師	13	
				専門保健技師	20	
					計	
					79	
6級	一 規模の大きい出先機関の部長の職務 二 主幹の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の部長の職務 四 困難な業務を行う規模の大きい出先機関の副部長又は出張所の長の職務 五 困難な業務を行う出先機関の課長又は学科長の職務 六 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師、専門看護技師又は専門教務主任の職務	13	6.3	保健福祉事務所課長、総合衛生学院学科長	2	主任主査級
				専門保健技師	1	
				保健福祉事務所部長	1	副課長級
				保健福祉事務所副部長、保健福祉事務所出張所長	3	
				総合療育センター看護部長、総合衛生学院教務部長	2	
				主幹	2	課長級
				保健福祉事務所部長	2	
					計	13
7級	困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の部長の職務	0	0.0	該当者なし		
					計	0
合計		207	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	52	25.1
上級係員級	24	11.6
主査級(係長級)	79	38.2
主任主査級	42	20.3
副課長級	6	2.9
課長級	4	1.9
合計	207	100.0

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

事務職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	主事又は技師の職務	151	23.2	主事	76	係員級
				主事(臨時の任用)	75	
				計	151	
2級	一 副主査の職務 二 高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	10	1.5	主事	10	係員級
				計	10	
3級	一 主査の職務 二 困難な業務を行う副主査の職務	43	6.6	副主査	25	上級係員級
				主査	10	
				主査(再任用)	8	主査級
				計	43	
4級	一 主任主査の職務 二 困難な業務を行う主査の職務 三 出先機関の課長の職務	361	55.5	主査	303	主査級
				主任主査	58	
				計	361	
5級	一 本庁又は委員会等の事務局の副課長の職務 二 困難な業務を行う主任主査の職務 三 出先機関の次長又は困難な業務を行う出先機関の課長の職務 四 規模の大きい出先機関の副部長又は副室長の職務	85	13.1	主査	57	主査級
				主任主査	28	
				計	85	主任主査級
合計		650	100.0			

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	161	24.8
上級係員級	25	3.8
主査級	378	58.2
主任主査級	86	13.2
合計	650	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

医療職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務	33	27.5	栄養技師	8	係員級
				栄養技師(臨時の任用)	25	
				計	33	
2級	一 困難な業務を行う教務、栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務 二 獣医技師又は薬剤技師の職務	22	18.3	栄養技師	22	係員級
				計	22	
3級	副教務主任、副主任栄養技師、副主任獣医技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務	14	11.7	副主任栄養技師	14	上級係員級
				計	14	
4級	教務主任、主任栄養技師、主任獣医技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務	25	20.8	主任栄養技師	25	主査級
				計	25	
5級	一 出先機関の次長又は副所長の職務 二 規模の大きい出先機関の副部長の職務 三 出先機関の課長又は学科長の職務 四 専門教務主任、専門栄養技師、専門獣医技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務	26	21.7	主任栄養技師	26	主査級
				計	26	
				合計	120	100.0

職制上の段階ごとの職員数及び構成割合

職制上の段階	(人)	(%)
係員級	55	45.8
上級係員級	14	11.7
主査級	51	42.5
合計	120	100.0

※ 端数処理の関係上、構成割合の合計が100%と一致しない場合があります。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

高等学校教育職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭、養護助教諭又は寄宿舎指導員の職務	16	25.4	講師(臨時の任用)	16	臨時の任用職員級
				計	16	
2級	教諭、栄養教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務	44	69.8	教諭 教諭(再任用) 養護教諭	40 2 2	教諭級
				計	44	
特2級	主幹教諭の職務	0	0.0	該当者なし	0	主幹教諭級
				計	0	
3級	副校長又は教頭の職務	2	3.2	教頭	2	教頭級
				計	2	
4級	校長の職務	1	1.6	校長	1	校長級
				計	1	
合計		63	100.0			

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

小学校・中学校教育職給料表（市町村立学校職員）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	養護教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,290	11.6	講師(臨時の任用) 養護教諭(臨時の任用)	1,204 86	臨時の任用職員級
				計	1,290	
2級	教諭、栄養教諭又は養護教諭(任用の期限を付さないものに限る。)の職務	8,485	76.2	教諭 教諭(再任用) 養護教諭 養護教諭(再任用) 栄養教諭 栄養教諭(再任用)	7,580 252 582 8 60 3	教諭級
				計	8,485	
特2級	主幹教諭の職務	15	0.1	主幹教諭	15	主幹教諭級
				計	15	
3級	副校長又は教頭の職務	697	6.3	教頭 副校長	689 8	教頭級 副校長級
				計	697	
4級	校長の職務	648	5.8	校長	648	校長級
				計	648	
	合計	11,135	100.0			

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1級	一 技能員、運転手、交換手、ボイラー技士、調理員、甲板員、操機員又は司厨(ちゅう)員（以下「技能職員」という。）の職務 二 守衛の職務 三 用務員の職務 四 農場管理員、動物管理員、道路補修員又は庁務管理員（以下「労務職員」という。）の職務	2	0.7	甲板員	2	
				計	2	
2級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする守衛の職務 三 高度の経験を必要とする用務員の職務 四 高度の経験を必要とする労務職員の職務	3	1.1	農場管理員	1	技能労務職員級 (係員級)
				甲板員	1	
				操機員	1	
				計	3	
3級	一 主任技能員、主任運転手、主任交換手、主任ボイラー技士、主任調理員、甲板長、操機長、司厨(ちゅう)長、主任甲板員、主任操機員又は主任司厨(ちゅう)員（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主任守衛の職務 三 主任用務員の職務 四 主任農場管理員、主任動物管理員又は主任庁務管理員（以下「主任労務職員」という。）の職務 五 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 六 特に高度の経験を必要とする守衛の職務 七 特に高度の経験を必要とする用務員の職務 八 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務 九 専門員の職務	59	21.6	専門員	57	
				技能員	1	
				主任庁務管理員	1	
				計	59	
	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 高度の経験を必要とする主任用務員の職務 四 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務	63	23.1	主任技能員	3	
				主任運転手	9	
				主任農場管理員	8	
				主任動物管理員	9	
				主任庁務管理員	9	
				主任甲板員	2	
				主任司厨員	1	
				主任用務員	22	
	合計			計	63	
5級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 特に高度の経験を必要とする主任用務員の職務 四 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務	146	53.5	主任技能員	5	
				主任運転手	66	
				主任守衛	2	
				主任農場管理員	22	
				主任動物管理員	14	
				主任交換手	2	
				主任庁務管理員	1	
				主任ボイラー技士	4	
				主任調理員	3	
				甲板長	1	
				操機長	1	
				主任用務員	25	
	合計			計	146	

※ 職制上の段階の括弧書きについては、警察本部における職制上の段階です。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

特定任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項）

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	1	100.0	主幹	1	課長級
				計	1	
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難かつ重要な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ重要な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は優れた識見を活用して従事する極めて困難かつ特に重要な職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
合計		1	100.0			

第二号任期付研究員（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第2号）

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階
		(人)	(%)	職名	(人)	
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	6	50.0	研究員	3	係員級
				副主任研究員	3	
				計	6	
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	6	50.0	副主任研究員	1	上級係員級
				主任研究員	5	
				計	6	
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0	該当者なし		
				計	0	
合計		12	100.0			